

## 【論文】

## 地方志の修刊と地域社会

小林 幸夫

## The Complication of Local History in China and the Local Society

Yukio Kobayashi

## 要旨

清代における地方志の修刊は地方官と地方紳士の連携によって行われたが、清代中期以降になると、地方官による関与は形式的なものとなり、地方官によって地方志の内容に規制が加えられることもなくなつた。地方志の内容に反映する基本的な要因は、当該地域の知識人階層内部に存在する対立や軋轢に在った。本稿では、地方志を修刊する過程で、地域内の知識人たちの間で何が問題とされ、どのような対立が引き起こされたのか、具体的な地方志修刊の事例に即して検討し、人物の立伝の基準とその記載内容の当否が頻繁に議論されていること、それが、清代中期以降の地域社会の中で新興勢力として台頭した「生監」層が地方志修刊の主体となつていった変化に対応するものであったことを解明する。

キーワード：地方志 地域社会

## はじめに

清代中期以降の地方志修刊において、地方官によって加えられる規制は形式上のものにすぎず、地方志の内容に反映する基本的な要因は、当該地域の知識人階層内部に存在する対立や軋轢に在った。これが前稿における結論であった<sup>1)</sup>。それでは、知識人たちの間で何が問題とされ、どのような対立が引き起こされたのか、それがどのように解決さ

れていったのか、これを地方志修刊の事例に即して検討していくことが本稿の課題である。

## 一、編纂者間の対立

地方志がいったん刊刻されながら、比較的短期日のうちに補訂が行われたり、あるいは前志を廃して新たな編纂が行われたり、同時期に別の編纂者の手によって複数の地方志が作られたりする場合がある<sup>2)</sup>。単純明白な字句の誤りが理由であることが大半だが、編纂方針が問題とされる場合もあり、さらに、これと地方志編纂者の私的な利害が絡みあっていることも少なくない<sup>3)</sup>。ここでは、清代前期に江蘇省蘇州府屬の呉江縣で起きた事例を検討しよう。

呉江縣には、ほぼ同時期に刊刻された二種類の康熙『呉江縣志』がある。中国科学院北京天文台編の『中国地方志聯合目録』における二書の修纂人と刊刻年との記載は次の通りである<sup>4)</sup>。

〔康熙〕 呉江縣志四十六卷首一卷 郭琇修 葉燮等纂 康熙二三年  
(一六八四) 刻本

〔康熙〕 呉江縣志十六卷首一卷 郭琇修 屈運隆纂 康熙二四年

## (一六八五) 刻本

なぜ二種の縣志が相継いで刊刻されたのか。一方の書の編纂者である葉燮の伝が乾隆『吳江縣志』（乾隆一二（一七四七）年刊）に載っており、そこでは次のように説明されている。<sup>(5)</sup>

燮嘗て知縣郭琇の聘に就きて、邑志を纂修す。簡嚴に務め、三月にして就り、著す所の『己畦集』と竝せて世に行はる。是より先、屈運隆縣志を爲り、成稟有り。識者頗る其の蕪舛を嫌ひ、故に琇は燮に屬して之を重修せしむ。然れども運隆の搜輯の勤も亦た没す可からずと云ふ。

ここにある、屈運隆の編纂した書が「蕪舛」であったとはどういうことなのか、また「運隆の搜輯の勤も亦た没す可からず」という評は具体的に何を意味していたのか、これだけでは分からないが、この葉燮伝の記載が事実であるならば、葉燮の編纂した書（以下「葉志」と記す）が縣志の定本であり、屈運隆の編纂した書（以下「屈志」と記す）は定本となり得なかつた稿本を刊刻したものであることになる。

たしかに、葉志は巻首に知縣郭琇の序文を載せ、姓氏に「纂修」として郭琇の名を掲げており、通常見られる官修の地方志の定式どおりに作られている。国内では内閣文庫に収蔵される葉志の各冊の表には、ことさらに「吳江縣志定本」の題箋が貼られている。ところが、一方の屈志の方にも、郭琇の序は欠くものの、姓氏には「重修」として郭琇の名を載せ、各巻の冒頭に「邑侯郭琇華野甫鑒定」、「邑庠屈運隆纂梓」の記がある。さらに、姓氏には、「督修」として縣学の教諭劉澤など吳江縣の佐貳官が名を連ね、「総裁」・「提調」として兩江総督王新命から、吳江縣の属する蘇州府の各官に至る地方官の名が列記されている。<sup>(6)</sup> 地方志の巻頭におかれる「修志姓氏」は該志の修刊の正統性を示す一種の飾りであることが多く、修刊の過程で実際に職名に即した役割を果たしたと見なすことはできないが、私的な刊行物に勝手に

省・府・縣の地方官の名を刻むことはあり得ず、官名を掲げることに対して何らかの了解が与えられていたと考えるのが妥当である。屈志は純然たる私修の地方志ではなかつたのではあるまいか。これについて葉志の側からは何も分らない。そもそも、葉志に載る郭琇の序も、葉燮の自序も、屈運隆の原稿を退けた一件については、一言も触れていないので、事情は屈志の側から窺うほかない。

屈志の巻首には、知縣郭琇の序文は無いが、その替わりに、屈運隆の自序のほか、吳江縣の紳士七人が序文を寄せている。一方の葉志には、縣人としては舉人の包咸が跋文を書いているだけだから、当地の士大夫層のなかで、屈運隆の書が高く評価されていたことを窺うことができる。七つの序の大半は屈志と葉志との関係に触れて、屈運隆を擁護する内容である。翰林院檢討として『明史』の編纂に参加した経験の有する潘耒の序は、屈志が刊刻されるに至るまでの事情を次のように書いている。<sup>(8)</sup>

癸亥（康熙二二（一七八三）年）夏、朝廷、一統志を脩むるを議り、郡縣、符を被け各おの新志を脩めんとして、吾邑の屈子駿聲、輯する所の志書を以て之を當事に上る。會に其の蕪冗を譏る者あり、局を開き別脩し、三月にして事を竣へる。其の傳の人物、十に九は諸を文獻に本づき頗る簡核を稱へらるるも、他文を顧みるに未だ是と稱ふる能はず。是に於て人は復た屈氏の書を觀んと思ひ、而して屈子は遂に其志を刻み以て行ひ、邑の諸先生並びに其の序を爲し、余、以て獨り辭す可からず。

乾隆『吳江縣志』の葉燮伝の記載と大略において同じだが、屈運隆の稿本を「蕪冗」と非難したのが「局を開き別脩し」た葉燮自身であり、問題とされたのが人物志の記載であつたらしいこと、また、葉志刊刻後、吳江縣の士大夫たちの間で、葉志の記述が屈志に比べて必ずしも勝っているとは受け止められていなかったことが窺われる。後の点に

ついで、徐鈞の序には、

乃ち或は二志の短長を訛議する者有りて、一は奮筆果斷にして、之を罣漏に失するを嫌ひ、一は補闕蒐遺して、之を冗繁に失するを嫌ふ。而して余は則ち以爲く、詞の簡要を尚ぶと指歸明確なるとは、體裁に於て各おの皆な當有り

とあって、屈志に対して「冗繁」であるという非難があったのと同様に、刊刻された葉志に対しても「罣漏」（載せられるべきことが載せられていない）という非難が寄せられたと指摘されている。

葉志と屈志は、国内ではそれぞれ内閣文庫と東洋文庫に刊本が収められているが、全体の分量で見ても、前書が後書の三分の二ほどと少なく、内閣文庫蔵の葉志は六冊、東洋文庫蔵の屈志は一六冊で構成されている。とくに、沿革・疆域・山川などを含む輿地志、城池・公署などの建置志、戸口・貢賦などの食貨志、これらの門類で屈志の記述が詳細であり、分量は圧倒的に多い。一方で、名臣・文苑から列女に及ぶ人物の伝を収めた門類においては、葉志が一七〇葉、屈志が一四四葉と逆転し、立伝の数において少ない葉志が、総量においては勝っている。文苑門の例で言えば、三七伝を収める葉志が二四葉であるのに対して、六二伝を収める屈志が二八葉であり、とくに康熙志に先立つ徐師曾纂、嘉靖四〇（一五六一）年刊の『呉江縣志』以降を補した明代後半以降の人物において、「簡核」（文が簡潔であり事実が正確である）であるはずの葉志の各伝は屈志の伝より長文であるものが多く、「冗繁」という評は屈志よりもむしろ葉志の方にこそあてはまる。三ヶ月という短期間で作られた葉志に対して、屈運隆ははるかに長い時間をかけて縣志を編纂したのであり、潘耒の序は、こうした屈運隆の縣志の編纂における丁寧な取り組みを顕彰して次のように述べている。

屈子、壯自ら老に至るまで、心を邑志に留め、墜聞逸事は蒐討せざる無く、諸家の載籍は摺撫せざる無く、孜孜汲汲として、二十

餘年、其の心を用ひること勤と謂ふ可し。猶ほ自ら是とするを敢んぜず、出ては諸れを人人に質し、譌を訂し異を攷ぶるに詳復を厭はず、駁正する所有れば、時に應じて刪改し、古人の虚公詳慎の意に庶幾し。

さらに潘耒は、屈志には、賦税について正確に考究し、吏胥が不正を働く余地をなくした点、他志の軽視する忠節を重視し、風俗・教化に有益である点、典拠を明記して、他人の説を剽窃していない点において「三善」があると擁護している。ここから見れば、「蕪舛」、「蕪冗」、「冗繁」などという評が、屈運隆の稿本の叙述の一部に該当する部分があったとしても、それを以て稿本全体を退け、葉燮に編纂をやり直させるほどの理由になり得たか疑わしく、知縣郭琇の判断の方がむしろ異例であったというべきであろう。

そもそも、屈運隆の縣志編纂は家学すなわち個人の学門上の営為としてのみ行われていたものではなかった。清朝政府は康熙一一（一六七二）年、一統志編纂の基礎とするために、各省に通志編纂の上諭を下し、これを承けて、省から府さらに州縣へと、それぞれ地方志編纂が命じられた。この時新志を作ろうとした呉江知縣張亨に対して、紳士らは屈運隆を編纂者として推薦したとされており、屈運隆自身もこの時期から編纂に着手したことを凡例の中に記している。だから、三藩の乱による中断を経て、康熙二二（一六八三）年に再び通志編纂の上諭が出され、江蘇省に省局が設置されたとき、呉江縣で知縣郭琇に上呈された屈運隆の稿本は、通常の官修の地方志を修刊する手順であれば、刊刻に移される直前の段階にあったことになる。屈志に載る李黄の序はこの経緯について触れて、次のように述べている。

癸亥（康熙二二年）、詔して一統志書を脩めしめ、部檄嚴迫す。

邑侯郭公は屈子纂輯する所の者を取り、紳士を無礙寺に集め、分巻校閲せしめ、省局に申送し、通志に彙入せしむ。屈子以ふに通

志は略に宜しく、邑志は詳に宜しく、若し全彙せずんば、曷ぞ以て今を信らかにして後に傳へん。資を捐して刻竣せん、と。

すなわち、郭琇は紳士らの「分巻校閲」を経た屈志を、通志の採択に備えるため省局に送りながら、他方でその刊刻を差し止め、葉燮に改めて編纂を委嘱するという異例の対応をしたことになる。ここから窺われる郭琇の対応は、葉燮伝に書かれているような一方的な裁断ではなく、両者の顔を立てるための妥協策であったと考えられる。しかし、通志(省志)に採択されるのは省局に送られた稿本の内ごく僅かであり、かつ採択された箇所も簡略化されることが必然であったから、あくまでも稿本全体を刊刻する必要を説く屈運隆がこの妥協策で納得するはずはなかった。屈運隆のその後の行動は、鈕應斗の序に次のように記されている<sup>(13)</sup>。

茲に屈子は自ら其の書を以て之を督・撫に上る。撫軍、其の考据詳明にして、事辭兼備するを稱へ、資を捐し刻行せよ、功没す可からず、とす。其の屈子の淡を知りて之を慰藉すること良や厚し。一は簡核、一は明備なり。焉を並行して、以て後の識者を俟ち、何ぞ必ずしも介介として彼我の見に於ける也。

かくて、江寧巡撫湯斌によって刊行承認のお墨付きを得た屈運隆は、葉志が刊刻された翌康熙二四(一六八五)年に、十四年間の労苦の成果をもう一つの康熙『吳江縣志』として印行した。

以上が、葉志と屈志と、同時期に二種類の康熙『吳江縣志』が作られた経緯である。あくまでも一方の屈志の序文に書かれている断片的な記述をつなぎ合わせたものであるから、他方の葉燮や、屈志の刊刻を差し止めようとして果たせなかった知縣郭琇の立場からは、別の説明も出来るかも知れない。しかし、ここでは、屈志の刊刻が地方官によって最終的に了解されていた事実を確認すれば十分であろう。

それでは、この二種の『吳江縣志』が作られた理由は、「簡核」と

「明備」との何れを採るかという地方志のあるべき姿をめぐる編纂方針の対立に基づいていたと見るべきであろうか。ここまで述べたように、葉志における「簡核」とは、記載すべき人物とその事蹟を吟味して選択記述した結果であると言うより、短期間にあわただしく編纂され、資料の蒐集が十分に行われなかった結果であって、この評価自体が相当に疑わしいものである。さらに、前記したとおり、人物志の文苑門において、葉志の立伝者の大半は屈志にも伝を立てられているが、屈志に無く葉志にのみ伝を立てられている人物が五人居り、その中の一人が葉燮の父葉紹袁である。葉志における葉紹袁の伝は文苑門三七伝の中で最も長文である<sup>(14)</sup>。一方で、屈志に立伝されている葉紹袁の従弟葉紹顛<sup>(15)</sup>は、葉志には専伝がなく、葉紹袁の附伝という扱いであり、その分量も屈志の一〇行に対して四行と短い。どちらの取り扱いが妥当であるかは別にして、この一件が屈運隆の稿本に対して、葉燮が異を唱えた大きな理由であったことは間違いないと考えられる。「志論」を以て屈運隆の原稿を非難する葉燮の主張の根底に、自分の父を立伝しなかった屈運隆に対する私利・私怨が関係していることは、吳江縣の士大夫たちの内では自明だったのではあるまいか。屈志に序文を寄せた紳士七人の中でも、潘耒と並んで屈運隆擁護の立場が最も鮮明であるのは、葉燮の族人であり葉紹顛の子である葉吳楫であった。かれの序文は、次のように屈志を讃え、暗に葉燮の主張を批判している<sup>(16)</sup>。

余、屈子編む所を閲るに、體裁・義例畧ならず繁ならず、深く志事・志言の體を得たり。莫・徐(弘治志の編者莫且と嘉靖志の編者徐師曾)の後、惟だ此の一志のみ、以て今を信にして後に傳ふ可く、吾邑明備の書爲り。必ず史體を以て之を律するが若きは、此れ吾の信ずる敢んぜざる所也。

縣志として後世に伝えるべきは屈運隆の編纂した「一志のみ」であるとする葉吳楫の指摘も、父紹顛を不当に軽視した族兄葉燮に対する私

怨から出ていると考えることも出来るが、その点も含めて、「史體を以て之を律」するとは、事の本質が別にあることを揶揄し、葉燮の屈運隆に対する非難を痛烈に皮肉ったものと解釈することができよう。

ここに見られるように、地方志の人物志や藝文志の中で、自分の父や祖父、先祖を立伝させ、その文章を取載せようとする行為が清代の地方志の修刊において繰り返されたことは、先行研究の中でもすでに明らかにされている。呉江縣の隣邑である松江府青浦縣の王原は、康熙八（一六六九）年に刊刻された『青浦縣志』の例を厳しく指弾し、次のように述べている。<sup>19)</sup>

青浦の誌書、康熙初載、建安の魏令球、諸乾一（諸嗣轅）を延きて重修せしむ。秉筆は爰山夫・葉岳心也。王洪洲の舊志（王圻纂の萬曆『青浦縣志』）、甚だ簡質にして信なり。諸志の去取も亦た頗る慎しむ。書稿已に成り、魏令任を解かれ、稿を退署中に索め、二、三不學の人と、竄易増加し、遂に穢史を成す。此の二、三人の者、意に任せて其の親厚に私し、事は核實せず、言は體例に乖る。乾一は大に懊恨するも止める能はざる也。魏は本廉吏なりしも、輕信眩聽し、人の賣る所と爲る。比ごろ彫板又有力の爲に板を家に収められ、舊文を刊落し其の祖父の傳を竄入し、愈々其の初めを失ふ。此の書、此の二厄に遭へば、其の稿焚く可し。其の後、又、私増私改有り、大抵は公事に假て祖父親戚の姓名事實を嵌入し、尤も猥冗爲り。

ここで注目すべきは、王原はこれを地方志の弊害としてとりあげているだけでなく、厳密な祀典に則って行われるべき名宦や郷賢などの祭祀が崩れてきている現象と結びつけて論じていることである。崩れてきたとはいえないお明確な基準のある名宦祠や郷賢祠に祀ることより、地方志の中に名を載せ事蹟を書かせることが容易であり、請託を受ける側にとっても抵抗が少なかったであろうことは、容易に想像が

つく。

それでは、本節で見たような、地方志の編纂者周辺の限られた範囲での対立は、王原の言うような地方志に対する地域社会の広範な人々からする関心の中で、どのような意味をもつことになるのか、乾隆年間以降に現れる、より広範囲の人々をまきこんだ抗争の事例を通じて検討していこう。

## 二、乾隆『永新縣志』と譚尚書『禾川書』

乾隆一〇年代の江西省では、乾隆一一（一七四六）年の吉安府永新縣、一三（一七四八）年の饒州府樂平縣、一五（一七五〇）年の吉安府泰和縣と、刊刻された縣志に対してその内容を非難する声が縣人から上がり紛糾する事件が相繼いで起こった。そこでは何が問題とされ、事件はどのように処理されたのか。泰和縣の事例は前稿ですでに取り上げており、樂平縣の場合は後任の地方官による補訂が行われるに至った詳細は不明であるため、ここでは最初に起きた永新縣の事例を取り上げて検討していこう。<sup>20)</sup>

永新縣では、明代の萬曆六（一五七八）年に刊刻された縣人尹臺の編纂に成る縣志の後、清初の康熙二二（一六八三）年、知縣王運禎の時に第二の縣志が作られ、これから六十年余りを経て、乾隆一一（一七四六）年、知縣王瀚の時に新志が刊刻された。<sup>21)</sup> 乾隆『永新縣志』は、国内に刊本の伝蔵がないが、台湾・成文出版社刊の『中国方志叢書』に影印本が収められている。<sup>22)</sup> 該影印本では巻頭の何葉かが欠けているが、乾隆志の王瀚の序文と「纂修姓名」とは、後年の同治『永新縣志』（同治二三（一八七四）年刻本）に載っているため、全体像を知ることには支障はない。この王瀚の序（乾隆一一年六月記）には、

爰に公詞に據りて各上憲に申し、幸に允行を得、乃ち博雅を延き、

義學に就き開局す。是に於て邑人の事を以て續志を來請する者七百有奇、補志なる者五百有奇

とあって、縣志の修刊は縣人の側からの「公詞」を承けて始まつたらしく、「續志」すなわち舊志（康熙『永新縣志』）以降の人物・事蹟を縣志に加えて欲しいという縣人の要請が七百件を、「補志」すなわち舊志の不備について補載して欲しいとする要請が五百件を越えたとされている。修刊事業の中心にいたのは、永新知縣王瀚（広西省蒼梧縣人）とともに、教諭謝家鳳（江西省高安縣人）と陳善言ら二十八人の永新縣人の「首事」であり、編纂は王瀚が招聘したと考えられる広西省興安縣の人江世琳によって行われた<sup>(24)</sup>。

縣志が刊刻されるのと同後して、知縣は程尚贊（浙江省桐鄉縣人）に交替し、このころから縣志の記載に対する訴えが次々に寄せられた。これ以降永新縣で起こった事については、譚尚書纂『禾川書』（禾川は永新の別称）と、同書の中に収められた程尚贊纂『禾川新志正譌録』の記載に拠って知ることができる。『禾川書』は、卷一冒頭の「沿革」から始まって卷二十の「雜録」に及ぶまで、食貨志に当たる部分が欠けていることを除けば、ほぼ定型の地方志と変わらない構成をとった私家版の『永新縣志』であり、全体の記述量も七百葉弱と乾隆『永新縣志』の約六百葉を上回る<sup>(25)</sup>。この書を作った経緯を、譚尚書は次のように書いている<sup>(26)</sup>。

丙寅（乾隆一一年）冬、蒼梧（広西省梧州府属）の王侯邑乗を修め、甫めて出づるや物議沸騰す。會に桐川（浙江省桐鄉縣）の程公祖來縣事を攝し、予は内兄左彷彿先生と與に、邑の縉紳士を率ひて具掲して燬くを請ひ、刊して『禾川新志正譌録』有り。時に予は新志の疵謬を摘發し、因りて舊志を略覽するに、舛訛傳會頗る少なからず。次年諸書を取り、類を逐ひて攷核し、譌を正し闕を補ひ、名づけて『禾川書』と曰ふ。彷彿先生之を見て、深く許

可し、付梓を慫慂するも、囊を探りて澁なるを羞ぢ、之を笈中に藏する者數十年なり。今歲（乾隆四〇（一七七五）年）復た舊稿を取り、細しく酌正を加へ、載す應き者有らば、乾隆十三年自り續けて四十年に至るまで、四卷を汰除し、共に二十卷を得。

これによれば、譚尚書は妻兄である左三賦（字彷彿）とともに乾隆『永新縣志』の燬書を請願した紳士らの中心に在ったのであり、『禾川書』の編纂自体が、乾隆『永新縣志』の「疵謬を摘發」することを契機として始まったのであった。最初の稿本は乾隆志の刊刻された翌乾隆一二（一七四七）年に出来ていたらしいが、今日見ることの出来るのはその後三〇年近くの間の増補を加え、構成を整理して出来た乾隆四〇（一七七五）年の時点でのものである。乾隆志の焼燬を請う過程で作られたとされる程尚贊纂の『禾川新志正譌録』は、伝本が確認されていないが、『禾川書』中には、程尚贊の「新志正譌録序」と縣人からの呈に対して程尚贊が加えた一五の批文が収められており、さらに左三賦の名で書かれた「通邑請燬丙寅穢志揭子」ほか二編の掲子も載っているため、『禾川新志正譌録』のほぼ全ては『禾川書』中に保存されていると考えられる<sup>(28)</sup>。

新任の永新知縣程尚贊は、縣志をめぐる訴えを処理し、『禾川新志正譌録』を作ることになった経過を次のように述べている<sup>(29)</sup>。

今秋禾川を委署し、邑に脩志の擧有るを聞き、竊に先に我心を得るを幸ひす。抵任の後、移して取りて審閲するに、體裁未だ善からず、譌舛甚だ多し。即ちに首二卷を將て粘簽し移して改めしむ。舊志を購ひ較對するに及びて、遺軼の濫觴は指數するに勝へず、竊に此中に作偽有るに似て、預め侵佔の根を伏すを疑ふ。旋で士民の具呈に據り、因りて批内に略一摘示するも、而るに續稟する者紛七（々）、宗支を冒認し、山主を妄争する爲に非ざるは無く、諸事、彼此互ひに計りて休まず。積習相ひ沿ひ、陷溺日に甚だし

く、風俗人心に關る所の者少なからず。已むを得ず苦口嚴辭し、聊か狂瀾の障と作し、敢て杜漸防微を誦ふ。或は此に因りて挾詐する者其の欺を售するを得ず、忿争する者以て其の訟を平らぐる有り、民に臨むの責に負く無きに庶き耳。乃ち公呈復た詳燬男纂するを請ひ、種々の弊竇を歴指し、某七の姓名を直斥す。送る所の縣志の粘簽を觀れば、則ち十綱七十一目中、大半皆な弊混の處有り。業に人工物力を費し、何ぞ功敗れ垂成するを忍びん。反覆して剖明し、曲さに調劑を爲すも、而るに公呈は誠に後患の已む無きを恐るれば、因りて令して各批を將て彙抄し、以て他日の考覈に備へしめ、復た謄寫謬誤するを慮り、之を棗梨に付すを呈請す。

ここから分かることは、次の通りである。(一) 前任の南昌府通判の時代から地方志の修訂を急務と考えていた程尚贊は、永新縣に着任すると同時に完成した縣志の杜撰な出来に気づき、「首二卷」(卷一の輿地および卷二の建置)の訂正すべき箇所を指示し、さらに「舊志」(康熙『永新縣志』)と対校することによって、両書の違いのうち単なる編纂の杜撰さではなく意図的な改竄を感じ取っていた。(二) 続々と程尚贊の許に寄せられる「士民の具呈」・「續稟」の中に、新志を根拠として、一族の先祖を詐称したり山地を争い取ろうとする者があり、こうした悪習を止めさせるため、呈文に対して厳しい裁定を下す批文を附して差出人に送り返した。(三) 一方で縣人からは新志を焼燬し編纂し直すことを求める「公呈」が、問題となる箇所を簽紙を附した新志とともに差し出された。(四) 程尚贊は一旦完成した縣志を作り直すことに対しては消極的であり、「公呈」を差し出した者と「公呈」が糾弾する者との主張を調整して解決することを計るが、「公呈」側は新志を根拠として「後患」を引きずることを警戒したため、程尚贊の批文を集めて刊刻する形で決着をつけることになった。ここに言う

程尚贊の批文が『禾川書』卷二〇、雜録に収められた一五篇の「正譌録呈批」であり、「公呈」が左三賦「通邑請燬丙寅穢志揭子」以下の三篇の掲子であることも間違いないが、(二)と(三)との関係については、程尚贊は「公呈」とともに提出された縣志の「粘簽」に基づいて「呈批」を書いたと考えるのが妥当であろう。

一五篇の「呈批」は、最初の「正譌録公呈批」を除いて、いずれも呈を差出した相手の主張を厳しく批判する内容のものである。元々の呈文が伝えられず、差出人がどういう人物であったかも不明であるものが多いため、呈と批とのやりとりを正確に復元することはできないが、内容は大別して、(一) 同姓の先人を自分の同宗の祖と主張することに對する批判、(二) 自分の父や祖の事蹟を濫擧することに對する批判、(三) 新志の不適正な編纂に對する批判、の三種類に分けられる。① 三百年前の明初の同姓の著名人を自分の祖先と詐称して、自分に至るまでの「三十三世」の世次を提出したため、「爾の家、世十歳内に子を生」むのかと皮肉った、龍建安の呈に對する批、康熙『永新縣志』に載る明代永樂年間の貢生劉綱の註にある「鳳陽知縣、太平鄉人」の後半部を「北下四都田西太湖人」と書き換え、劉綱を自分の祖先と冒称したことを指摘した、劉九成の呈に對する批、同じく康熙志に載る劉定之「升虛樓記」中の劉とともに遊覽した三人の謝姓の人名を、「陳」姓の別人に書き換えていることを指摘した、劉嘉賓の呈に對する批などから、一目瞭然の杜撰な改竄と強引な附会が行われていたことが窺われる。地方志の中に載る郷土の著名人を自身と関連づけようとする志向が働いていたことが確認できる。

ここでは、一五篇の「呈批」の中で特別な意味を持つ陳善言および陳方旭の呈に對する批についてその内容をのべよう。陳善言は、乾隆『永新縣志』の「纂修邑紳士」の冒頭に名を掲げられた人物であり、程尚贊の批文の中でも、「該生又爲志局主盟」、「爾昆季又司纂修」と

書かれて、乾隆志の修刊で中心的な役割を果たしたと目されている。<sup>(34)</sup>ここに言う善言の弟とは、「纂修邑紳士」には名が載っていないが、藝文志中にその文・詩が頻出する陳智言であると考えられる。陳氏は縣城東門外の長塘村に聚居し、善言は歳貢生の身分と候選訓導の肩書きを有し、智言は藝文志中の作で「邑廩」（縣学の廩膳生員）と註記されている。<sup>(34)</sup>陳方旭と陳善言との関係は地方志中では確認できないが、陳方旭の呈に対する批の中に、「爾父叔輩」の語があることから、陳方旭にとって善言が父、智言が叔父であったと考えられる。<sup>(35)</sup>陳善言の呈文は長塘陳氏の世系を述べたものであったらしく、程尚賢の批文は、乾隆志で人物志の寓賢門に補傳された南宋代の陳應榜に始まって、記載の多くが捏造であろうと断ずる厳しいものであるが、とくに問題とするほどの意味はない。これに対して、陳方旭の呈に対する批は、冒頭の

筆削須く至公を秉るべく、記載方に實を失はず。若し身ら編纂に任じて、惟だ一己の私に徇へば、輿論不平にして、攻撃蜂起するも怪無き也。査するに、新志の選舉十類、爾が家、人有らざる莫く、日に廣く収め遺を補すると雖も、未だ必ずしも是の若きの備ならざらん。人物内に至りては、則ち孝友に傳を列ぬるもの三有り、善行に詳載する者二、隱逸は則ち私諡を祖に加へ、寓賢は則ち無稽の宗を援く

という指摘から始まって、公正であるべき「編纂」の任にありながら、陳善言らが「一己の私」を追求した結果、縣人の中から非難の声が上がるという事態を招いた責任を追及して、その具体例を列挙する内容となっている。<sup>(36)</sup>上記の人物志について指摘されているのは、孝友門の陳天瑞（善言の父）、忠言、試元、善行門の光瑞（天瑞の兄）、表言、隱逸門の元倫、宗祿（善言の祖父）、寓賢門の應榜の八人の伝記であり、南宋期に永新縣に仮住まいし長塘陳氏の遠祖となった應榜と、陳

善言の祖父の代以降の人物とを乾隆志で新たに立伝したものである。<sup>(37)</sup>人物志以外については、次のような点が指摘されている。

①藝文志に「祖孫・父子・叔姪・兄弟」の作五十餘篇を登載し、陳氏以外の作でも陳氏の功績を讃える文を登載したこと。<sup>(38)</sup>

②東門外の禾水（贛江の支流）に三隻ある渡し船のうち、陳氏が作った舟のみを建置志に記載し、これを讃える文を藝文志に登載したこと。<sup>(39)</sup>

③他の縣人も含む醴金によって成った憩亭・清風橋・長春橋の修建が、陳氏の醴金で成ったかのように志書に書き、「衆美を掠めて一人に歸」したこと。<sup>(40)</sup>

これらが、陳善言らが縣志の編纂に関与する立場を利用して私益をかけたとされる事実である。程尚賢の批文が、乾隆志の燒燬を求めた左三賦や譚尚書の指摘に沿って書かれていることは間違いない。

それでは、こうした批文を残すこととどのような意味があったのか。厳しく批判された諸点が乾隆『永新縣志』の中で正されたわけではない。永新縣の事案が如何に処理されたのかを整理して考えよう。

『禾川書』には、程尚賢の『禾川新志正譌録』が拠り所とした左三賦の「通邑請燬丙寅穢志掲子」など三篇の掲子（『正譌録』中に言う「公呈」）が載っているが、初めの二篇と「第三掲子」との間にはその主旨において大きな転換がある。最初の「通邑請燬丙寅穢志掲子」では、乾隆九（一七七四）年に突如として「修志の役」が起こされ、知縣王瀚が「生監を集めて密議し、法を設けて金を斂め」ることから始めて、江世琳が総裁となり、縣学の教諭謝家鳳が、江世琳と資料を寄せる縣人中の首事たちとの仲立ちをする体制で縣志が編纂されたこと、その結果、郷賢祠に祀られている一九人が勝手に削除される一方で、節孝門には廟祀されていない五五人が書き加えられたことなど、選舉志・人物志を中心に「滿紙捏増」、「一味作偽」の地方志が作られたこ

とを述べて、予想される種々の弊害を防ぐには新志を焼燬するしかない」と主張している。この掲子は、

是に敢て合邑公首し、通志に簽紅して、執法嚴査し、弔燬を申詳し、一邑の綱紀を存し、萬古の禍端を杜ぎ、特に班・馬の〔史記〕・『漢書』を編纂した司馬遷と班固のような）雄才を出して另纂するを懇祈

すると述べている通り、全篇に紅簽を附した縣志を提出して、自分たちの主張が正当であることを知縣に理解して貰うことに力点があり、この簽紙に書かれていたことが掲子自体より重要な意味を持っていた<sup>④</sup>。これに対する程尚贊の反応は、ここまで述べてきたように、簽紙により指摘された個々の点については、左三賦や譚尚書の主張をほぼ全面的に受け入れたと考えられる反面、一旦完成した地方志を反故にすることには賛成しなかったらしい。「第二掲子」は、明確な決断を下さない地方官に対して、再度、より強い調子で、焼燬を一刻も猶予できないと訴えたものである。この掲子を書くに先立って左三賦らが程尚贊から受け取ったと考えられる第一の掲子に対する批文には、前任の知縣王瀚の労苦を無にすることになる点、偽志とともに立派な先人についての記載も全て無にしてしまうことになる点、地方志を作る財源を得るため再度縣人から資金を拠出させることになる点、自分が何時永新知縣代理の任を解かれるかも知れないという点などを理由として焼燬を思い止まらせようとする説得が行われていたことが窺われる。左三賦らは指摘された諸点に対して釈明したうえで、次のように書いている。

況や志中の人物紀傳、捏開濫冒し、善善長を欲すると云ふと雖も、害を貽すこと實に自から淺からず。屠沽販豎を論ずる無く、一旦妄に賢士大夫の班に廁えしむれば、先賢豈甘んじて噲と伍を等し

載に敵はず。矧や時移り勢易り、訛を承け謬を襲ぎ、後に即し尹宗伯（尹臺）の復た生るる有るも、亦た何に従りて其の眞偽を別ち起ちて筆削を司らん哉。隨ひて呈し隨ひて批すると雖も、鐵案果然として移し難し。然れども新志の流佈尚ほ少く、禍心の包藏孔多にして、後來、上剛下險して健訟すること其れ何ぞ極まる有らん耶。且つ故きを厭ひ新しきを喜ぶは、俗情類ね然り。舊志の原板已東高閣に存すると雖も、而るに一班の作偽、現ま偽志を奉じて珍寶と爲し、此刷り彼印し、漸く推して漸く遠し。今日並行して悖らざるも、異日單傳すること疑ひ無し。生等の以て三思審處する所、尤も萬として姑らくも待ち難き者と爲す也。

ここで強調されているのは、乾隆『永新縣志』が焼燬されずに後世に伝えられた場合の弊害である。縣志の誤りを指摘する正論を主張する者がいても、「口碑」（口で語られる眞実）は「筆載」（紙に印刷された誤り）に勝てないのではないかと、将来、縣志を編纂しようとする場合、永新縣で高く評価される萬曆志の尹臺のような優れた編者だとしても眞偽を見分けることが難しいのではないかと、現在の時点では「舊志」が新志と並存して対照が可能だが、時が経てば誤りのある乾隆志だけが後世に伝えられていくことになるのではないかと、これらの懸念を払拭するために、あくまでも乾隆志の焼燬が必要であるとする主張は、第一の掲子と共通する。

ところが、最後の「第三掲子」において言われることはこれとは全く異なる。一言で言えば、左三賦や譚尚書は程尚贊の「求全」の策、すなわち不満を抱きながら事態を円満に収める妥協の方針を受け入れ、焼燬の主張を撤回したのである。そこで、妥協のための対案として出て来たのが、一方で、乾隆志の誤りを対照する「秦鏡」とすべく、程尚贊の批文を集めて刊刻することであり、他方で、舊志（康熙『永新縣志』）の整版を確実な場所に保管することであった。何故、こうし

た転換が行われたのか、それを示す史料は残されていない。

ここで注目すべきことは、同種の処理方法は永新縣に止まらないということである。永新縣と同じように、完成した縣志が物議を醸した泰和縣と樂平縣との事例においても、事件の最後はそれほど一方的な裁断ではなかった。泰和縣の場合には、江西巡撫と布政使の檄を受けて「刊版を將て納燬」したとされているが、乾隆一八（一七五三）年に新任の知縣單棠を「總修」として完成した『泰和縣志』には、人物志・藝文志を中心に、「新志」すなわち「廢志」とされた乾隆『西昌志』からの補が相当数有り、この地方志の編纂が採訪から始めて全面的にやり直されたのではなく、実質では、『西昌志』の問題ある記述を削除修正する「補訂」の範囲での対応だったことが分かる。饒州府樂平縣で知縣陳訥が縣学教諭楊人傑に編纂させた『樂平縣志』も、乾隆一三（一七四八）年に完成した直後に「論者蜂起」し、数年間の訴訟を経て、後任の知縣王猷の手で定稿が成るが、王猷が採ったのは次のような対応であった。

是の志、乾隆丁卯（一二（一七四七）年）、戊辰、己巳（一四年）の間、學博楊君人傑の手に脩めらる。業已に書を成すも、採訪失寔に因りて、物議を滋くするを致し、訐訟する者數年。余は各憲の嚴檄を奉じ、飭令確查せしめ、重修して以て信史を成す。因りて輿情の允協する者を將て正志に歸し、以て上憲の名義を慎重するの至意に仰副し、其餘は仍ほ楊君の舊に因り、彙めて四卷と爲し、題して續志と曰ふ。劃若分厚して、他日志を修める者、自ら能く論定する也。

すなわち、乾隆一七（一七五二）年には、楊人傑によって編纂された旧稿のうち、「輿情の允協する者」（訴訟事件に関係しなかった部分）を正志三二卷とし、それ以外の楊人傑が新たに加えた部分を集めて續志四卷として、二書を同時に刊刻し、それに対する評価の確定は将来

の地方志編纂者の判断に委ねたのである。

このように、乾隆一〇年代に江西省のいくつかの縣でおこった地方志の修刊をめぐる縣人間の対立は、地方官がその当否を判定して処理するのではなく、対立する双方の見解を併記する形で、問題の決着を後世に委ねるものであった。永新縣の場合には、個々の呈文に加えられた程尚贊の厳しい批語にも関わらず、乾隆『永新縣志』自体は、前任の王瀚の時に刊刻された形のまま伝えられることになったのだから、新志が改訂された泰和縣や樂平縣の場合に比べても不徹底であった感を否めず、程尚贊の『禾川新志正譌録』が乾隆志の誤りを正す「秦鏡」として機能したかも疑わしい。譚尚書の『禾川書』は、こうした妥協的対応の限界ゆえに生まれた私家版の地方志であり、選舉志、人物志を中心に、乾隆志の誤りが具体的に指摘されている。譚尚書が、乾隆一二（一七四七）年に執筆しながら刊刻出来ず、約三十年の時をおいて乾隆四〇（一七七五）年頃に再度手を入れた理由も、次のような選舉志中の按語の文言から窺うことができる。

又、永新丙寅譌志、貢士六十六人を捏載し、正譌録曾て之を指斥するも、盧志察せず、謬りて其の中於り五十人を摘載す。

ここで言う「盧志」とは、乾隆四一（一七七六）年に刊刻された乾隆『吉安府志』（盧崧修）を指す。『禾川書』の選舉志上・下に書かれている按語の多くは、この例のように、乾隆『永新縣志』の誤りを指摘するだけでなく、それを校訂することなく踏襲した乾隆『吉安府志』の誤りをも指摘している。『禾川新志正譌録』のような書物があつたとしても、いったん公刊された縣志は、考証の不十分な杜撰な編纂者によって、安直に典拠として使われてしまう。譚尚書が乾隆『永新縣志』の刊刻から三十年も後に『禾川書』を世に出そうとした意味はここにあった。しかし、該書が実際に刊刻されたのは、さらに百年の時を経て、同治『永新縣志』（同治一三（一八七四）年刊）を修刊する

ために文献資料を捜羅する過程においてであった。永新縣での『禾川書』と乾隆『永新縣志』に対する評価はここでようやく定まったと言える。<sup>54)</sup>

### 三、地方志の修刊と地域社会

前節でみたように、乾隆一一（一七四六）年の永新縣で縣志の修刊後に起きた訴訟の類発は、第一節でみた呉江縣志の修刊をめぐって編纂者の間に起きた対立とは、広範圍の縣人を巻き込んでいたことにおいて明らかに性質が異なる。乾隆志の序文に知縣王瀚が書いている、志局の開設後「邑人以事來請續志者七百有奇、補志者五百有奇」であったという記載は、地方志に対する縣人の関心の高さを物語る。それは、郷里の知識人が自らの郷里への思いと治学の成就の意味をこめて地方志を編纂する時とは異なる次元の地方志に対する関心であった。<sup>55)</sup>

左三賦や譚尚書などの地方紳士とその指摘を受けた永新知縣程尚贊は、王瀚の下で志局に関与した長塘陳氏らの永新縣人について、「集生監密議」、「局中生監以及營私増改之流」、「豈聚族一郷、家有生監數輩、即可與先朝之名公卿比烈乎」など、いずれも「生監」という語で表現している。<sup>56)</sup> 実際に、同治『永新縣志』に再録された乾隆志の纂修姓名に名を挙げられた二七人中、身分と官職を知ることが出来る者は一九人いるが、その内訳は「歳貢」が四人、「例貢」が二人、「例監」が七人、「庠生」が六人であり、実職の訓導一人を除き、官職は全て「候選訓導」等の肩書きに過ぎない。<sup>57)</sup> 程尚贊らの文中に用いられた「生監」の語は、例監生（國子監の學生で捐納により得られる）と縣学の生員を指しているというより、紳士たちにとってみれば下層の、しかもその多くが捐納により手に入れた身分の者を総称して使っていると考えられるが、いずれにせよ、自分らと区別すべき社会層と見て

いることは疑いない。史料として永新縣の事例から言えることは以上のことに限られるので、以下には同種の対立を内包すると考えられる、清代後期の地方志の事例からこれを検討していこう。

その一つは、前稿でも触れた、江蘇省揚州府属の泰州で道光七、八（一八二七、八）年におきた事件である。事件の構図は、乾隆『永新縣志』の例に類似しているが、訴状が上級の揚州府知府・江寧布政使にまで上程された点では永新縣よりもさらに大がかりなものであった。道光『泰州志』の修刊に関与したのは、泰州知州陳道坦、泰州學正梁桂、胡公書院掌教曹楙堅および州人の董事高鑾らであり、これを攻撃する公呈には舉人任鈺ら七五人の紳士が名を列ねている。<sup>58)</sup> 事件は、道光『泰州志』を「廢志」とし、別の編纂者によって作り直すことを求める、公呈を提出した側の主張に沿って処理されたようであるが、実際に新たな『泰州志』が作られることはなく、新志の問題箇所（所）に附した簽紙の記述を集めた『泰州新志刊謬』上下二巻が刊刻されるに止まった。この点でも、乾隆『永新縣志』に対して『禾川新志正譌録』が刊刻された永新縣の事例に似ているが、乾隆『永新縣志』に対して左三賦・譚尚書らが附した簽紙の指摘に依拠して、縣人の呈文に対して程尚贊が書いた批文を集めた『禾川新志正譌録』に比べ、『泰州新志刊謬』は簽紙自体を集めたものであり、争点が本来のそれに近い形で提示されている。

『泰州新志刊謬』に収められた簽紙が附せられた項目は一九二に及び、道光『泰州志』の三六巻中、風俗・物産、鹽法、金石、舊序を除く三二巻に簽紙が附せられている。簽紙の指摘は、道光『泰州志』の巻一、建置沿革から巻二〇、名宦までに合わせて六七条有るのに対して、巻二一、人物儒林から巻二九、人物列女下に及ぶ人物志各門を合わせて八六条有り、これに藝文志四巻に附せられた三二条を加えると、人物および当該人物が書いた文章の取り扱いに関わる内容が、最も重

要な争点であったことが分かる。しかも、簽紙の指摘に対して、江蘇學政申啓賢は編纂者たちに弁明を求め、これを受けて曹楙堅らが釈明した五六条は全て人物志と藝文志に附せられた簽紙に対するものであった。<sup>(56)</sup>これは、簽紙の内容が、人物および藝文以外では、新志の誤りを正し、欠略を補う、補訂の範囲に止まるのに対して、人物と藝文においては、雍正六（一七二八）年刊刻の『泰州志』などに記載されていた人物とその事蹟を不当に削ったり縮めたりしたこと、逆に志書に載せるほどでもない人物や事蹟をむやみに載せていることなど、纂志者の編纂の進め方に対する批判であることに由来する。

その代表的な例が、志局の総董の立場を利用して、高鑾の直系の一族の伝が濫載されていることに対する批判である。高鑾の五代前の高炎伝について、簽志者は次のように言う。<sup>(57)</sup>

新志高炎傳末に「舊志」と註明す。舊志（雍正六（一七二八）年刊の『泰州志』）を閲するに及ぶも、高炎傳中並に「工詩文、究濂洛之旨」等の語無く、亦た「性理銓微」の書無し。今乃ち大言して慚ぢず、轉つて舊志を妄誣せんと欲す。想ふに當年の纂志者、是の如く高門に彈劾せざる也。且つ舊志に祇だ高炎一人有るのみなるも、今査するに董事高鑾の嫡支中、早亡・現存を除く外、共せて十三人を計ふ。祇だ文苑のみ高姓を列ねざるも、其餘の孝友に入る者四、篤行なる者三、賢郎もて仕績に入る者五、志に入るもの共せて十二を計へ、止だ家道稍貧しく、祖母を同じくせざるの伯父を去るのみ。而も又生母を以て孝婦に列ね、祖母黃氏・姑母高氏は俱に賢婦に入る。古の理學・名臣の載りて明史・舊志に在る者、妄りに刪削を加ふるも、而るに高氏に於て力を極めて粉飾鋪張す。闔邑「高氏の家乗」と稱するは、信に然り。

この前半に言う、舊志に記載のない記述が何故書かれたのかという指摘に対して、曹楙堅らは「舊志載せざる所、本家開送せる事實に據

り之を書す」と釈明し、簽志者はさらに「再簽」を附して、「豈志局設けて高門に在るに因り、送れば則ち便ち書し、遂に事實の眞偽を問はざる耶」とたたみかけるやりとりが、この後に続く。『泰州新志刊謬』が「簽志者」すなわち公呈を提出した舉人任鈺ら泰州の名門の紳士の立場から編まれた書物であることから、曹楙堅ら「纂志者」の主張が不利な形で引用されていないという保証はないが、道光『泰州志』が志局の董事高鑾らの私益に沿つて作られていることは疑いない。後半に言う、高鑾の嫡支十三人中、高鑾の父垂藻の腹違いの兄弟一人を除き伝を立てられている十二人のうちには、「其の人天性刻薄、闔邑呼びて『高二癆病』と爲」したと言われる高鑾の父垂藻のように、友人から借金返済を迫られ、ただ券ある者だけ返済に応じたという事実が、縣志では友人から死後に妻子のために託され、子供が成長した後金返した話に脚色されて、篤行に立傳された人物がいる。また、祖父榮祚については、官を罷めて後、乾隆五四（一七八九）年に、弟榮軾とともに沈李氏の節孝坊を拆毀し訴追された事案がありながら、「邑中凡そ善舉有れば、皆な踴躍倡首し、一郷士夫の望爲り」と縣志に書かれ、「郷評未だ協はず」とその伝の扣除が命じられている。<sup>(58)</sup>これ以外の十人の伝を含めて、事実を捏造したと思われるものか、特段に記載すべき事実がないものが大半であり、「濫載」という評価は不当であるとは言えない。

それでは、志局の総董となった高鑾とはどういう人物だったのか。前の引用文に「賢郎もて仕績に入る」とあることから、道光『泰州志』の人物志仕績門に立伝される、高簪纓・紳・鳳翥・榮祚・垂綬の五人はいずれも捐官であったとされる。このうち、最も早期に官となった高簪纓（高鑾の曾祖鳳翥の生父）は、雍正一一（一七三三）年に府の同知として引見をうけ、母唐氏の旌表を乞うたとされており、高氏は一八世紀前半には捐職に応じられるだけの富裕な家となっていた。<sup>(59)</sup>

また、雍正志に立伝されていた高炎以外の一人のうち七人の伝末には、『續志稿』に拠る立伝であることが註記されているが、『續志稿』は嘉慶一一（一八〇六）年に刊刻された『揚州府志』の修刊時に、泰州學正譔配道が編んだとされ（未刊）、この時期にすでに地方志に多くの嫡系の人物を載せようとする働きかけが行われていたことが窺われる。<sup>⑥</sup>『泰州新志刊謬』の簽志者が、「高氏賢郎、僅かに泰邑の一富戸耳」と言うとき、その根柢には、近年に財力をもって台頭した「成り上がり」の一族が強引なやり方で地方志の修刊を私益追求の具としていることに対する反発が存在したと考えられる。道光志の職名に「同輯」として挙げられた曹楸堅（江蘇省吳縣人監生）・徐鳴珂（揚州府興化縣人・監生）・周庠（揚州府東臺縣人・副貢生）らについて、簽志者らによる公呈は「凡て志局に濫竿するの徒、皆な高門に彈劾するの客」と指弾し、高氏の私益追求がこうした協力者を得て行われたことを問題視する。<sup>⑦</sup>

### おわりに

小論では、清代の地方志の修刊に際して表面化する対立と抗争に注目し、一八世紀半ば以降、編纂者個人の関心のみならず、地方志の修刊事業が当該地方の人々の注目と監視の中で行われた事例を分析した。清代中期以降の地方志の編纂は、編纂者個人の郷土への関心や治学の成就として行われるだけでなく、より多くの郷土の知識人が結集し、組織的に進められるようになった。地方志に自分の父祖の名や事蹟を留めたいという要求は、とりわけ数代前には地方志とは無縁であった新興の社会層にとって切実なものであり、そのため、強引な関与を行わせ、そこに旧家名門との対立と抗争を生み出したと考えられる。もちろん、全ての地方志修刊事業に同種の軋轢抗争がともなっていたと

は言えず、本稿における検証はまだ対立する双方における正統性の主張の中味の分析にまで及んでいない。これを明らかにすることを次稿の課題とする。

### 註

- (1) 拙稿「清代の地方志鑒定制度」〔熊本大学文学部論叢〕九三号、二〇〇七年。
- (2) 補訂は相当数あると思われるが、封面や巻首に明記されている場合を除き、見過ごされやすい。版本間の異同を検証する書誌学的な考察は、地方志においては研究の蓄積がほとんどない。
- (3) 例えば、清末の同治年間に湖南省常德府武陵縣で作られた二種類の『武陵縣志』については、中国科学院図書館整理『續修四庫全書提要』齊魯書社、一九九六年、第三三冊二六四頁に両志の優劣を含めて論じられている。ここでは、前の江西巡撫陳啓邁が編纂し同治二（一八六一）年に刊刻された『武陵縣志』に対して、兵部主事楊彝珍が同治七（一八六八）年に別の『武陵縣志』を編纂刊刻したのは、陳啓邁が楊彝珍の父丕復が嘉慶年間末に編纂した縣志稿を軽視したことに対する怨恨を理由として推量している。
- (4) 中国科学院北京天文台主編『中国地方志聯合目錄』中華書局、一九八五年、三三三頁。
- (5) 乾隆『吳江縣志』卷三二、文学、葉燮。葉燮は康熙九（一六七〇）年に進士となり、一四（一六七五）年に揚州府寶應縣の知縣となり、三藩の乱期に、軍需の調達や河工に治績を挙げるが、上官と衝突して、二年足らずで職を去り、これ以後、家居して著述に努めたとされる。また、該伝には屈運隆についても「運隆、字駿聲、邑諸生。以孝友稱於家」と簡潔ながら記載がある。
- (6) 屈志の姓氏には、「総裁」「提調」「重修」「督修」「校正」「纂修」の



している。

(26) 『禾川書』 巻首、凡例識語。

(27) 前掲『永新縣志（江西省地方志叢書）』八五七頁には、乾隆『永新縣志』を説明して、「后南昌程尚贊來攝縣事、訂《正訛錄》、人稱爲『乾隆王志之秦鏡』。今《正訛錄》已散失、同治尹志有引文」と、その「散失」を断定している。

(28) 『禾川書』中の関連資料は次の通り。巻一五、藝文、程尚贊「新志正訛錄序」。巻一七、藝文、程尚贊「正訛錄用印發房公移」。同前、程尚贊「臨別告示」。同前、左三賦「通邑請燬丙寅穢志揭子」。巻二〇、雜錄、「正訛錄呈批」〔①正訛錄公呈批、②張廷魁呈批、③劉建安呈批、④陳斐然呈批、⑤曾宇情呈批、⑥劉九成呈批、⑦劉嘉賓呈批、⑧陳善言呈批、⑨劉景清呈批、⑩陳方旭呈批、⑪段翼倉呈批、⑫李奠安呈批、⑬周日庠呈批、⑭周承勃呈批、⑮賀天祥呈批〕。同治『永新縣志』巻首、永新縣志凡例の第一条中に「『正訛錄』係一時訟牘、駁正不過數條」とあることから、『禾川書』には『正訛錄』が削られることなく載せられていると考えられる。

(29) 『禾川書』巻一五、藝文、程尚贊「新志正訛錄序（増）」。

(30) 『禾川書』巻二〇、雜録中の劉嘉賓の呈に対する批には、「前據公呈所送新志内、劉文安升虚樓記載、從遊七人。其末後之陳榮・陳觀・陳泰、紅簽註稱、原係謝氏。及對舊志果然」とあり、この批は、公呈とともに提出された新志に附した簽紙に基づいて書かれたことが明らかである。

(31) 前註(28)中の「正訛錄呈批」の番号で示すと、(一)は③⑤⑥⑦、(二)は④⑧⑨⑩⑪⑮、(三)は②⑧⑩⑫⑬⑭などを挙げる事ができ

(32) 『禾川書』巻二〇、雜録中の龍建安、劉九成、劉嘉賓の各呈に対する批。

(33) 『禾川書』巻二〇、雜録中の陳善言の呈に対する批。なお、この批は、陳方旭の呈に対する批とともに、きわだつて長文である。

(34) 乾隆『永新縣志』巻一〇、藝文、一二〇裏、陳智善「重修學宮小序」。

(35) 『禾川書』巻二〇、雜録中の陳方旭の呈に対する批。

(36) 同前。

(37) 乾隆『永新縣志』巻八、人物、孝友、五五表、五七表、五七裏、善行、四裏、六裏、隱逸、一五表、一五裏、寓賢、二二表。

(38) 乾隆『永新縣志』巻一〇、藝文、記序碑銘、に載るのは、陳善言の作一篇、智言の作四篇であり、他は辭賦である。因みに乾隆志を酷評する同治『永新縣志』では全て削除されている。

(39) 乾隆『永新縣志』巻一、輿地、津渡、四八裏、東陂渡。同書、巻一〇、藝文、一〇五裏、龍科寶「東門陳氏義渡記」。

(40) 乾隆『永新縣志』巻一、輿地、橋梁、八裏〜九表、長春橋および清風橋。同書、巻二、建置、臺榭、一一裏、憩亭。

(41) 『禾川書』巻一七、左三賦「通邑請燬丙寅穢志揭子」。

(42) 『禾川書』巻一七、左三賦「第二揭子」。

(43) 『禾川書』巻一七、左三賦「第三揭子」。

(44) 乾隆『樂平縣志』巻首、王猷序（乾隆一七年季冬）。

(45) こうした経緯で作られたことにより、乾隆『泰和縣志』の「姓氏」には、資料の蒐集に当たる「採訪」の職が置かれず、泰和縣人が一人しか参加しない体制で完成することができたのであろう。

(46) 乾隆『樂平縣志』巻首、樂平縣志重修姓氏、附識語

(47) 『禾川書』巻五、選舉上、二四裏、二七表、巻六、選舉下、六表、一〇表、一〇裏、一二表、一四裏、二三表〜二四裏、三四裏〜三五裏など。

(48) 『禾川書』巻六、選舉下、二四表。

(49) 『禾川書』巻首、蕭玉春序。同書、巻末、譚廷相・譚廷珍跋。

(50) 前出、『永新縣志（江西省地方志叢書）』八五七頁には、尹繼隆纂の

『禾川書糾謬』（光緒五（一八七九）年刊）なる書物があることが示され、また、尹繼隆の伝記（八一八頁）には、かれが蕭玉春の前任知縣 譚筱門の招聘により一旦は同治『永新縣志』の総纂となりながら、後に「邑紳」の訴えにより辞任したと書かれている。こうした経緯と、その書名から、『禾川書糾謬』は『禾川書』を批判する立場から書かれ、この時期にも乾隆志と『禾川書』をめぐる対立は尾を引いていたとも考えられるが、未見のため不詳。

(51) 前註(23)参照。該序の内容を補強する史料は永新縣にはないが、同種の場合について、道光『泰和縣志』巻首、泰和縣志重修例義の第三条には、

科目辟貢及賞選之官、前志之遺佚當補者、必實有考据之書。若族譜乃一家私言、保無增飾以相誇耀。況據譜請補載者、不下三百餘人、更難一一剖判真偽。是以一概從畧。此在八都舊家望族皆有留憾、亦可以多自証以同自慰（傍点小林）

とあって、族譜を提示して「補載」を請う者が三百人を越えたと言われている。

(52) 『禾川書』巻一七、藝文、左三賦「通邑請殿丙寅穢志掲子」、程尚賢「臨別告示」、巻二〇、雜録、陳方旭呈批。

(53) 乾隆『永新縣志』巻七、選舉、巻一〇、藝文、同治『永新縣志』巻二一、選舉志。

(54) 前註(20)。

(55) 道光『泰州志』巻首、職名。『泰州新志』巻首、姓氏。道光『泰州志』および同治『續纂揚州府志』によって、七五人の中で身分の判明する者は、道光六（一八二六）年の進士王佐業ほか、舉人一人、副貢一人、その他貢生七人である。

(56) 道光『泰州志』の構成に順って、簽紙を附した条項数を示すと次の通り（○数字は巻数）である。

① 建置沿革 簽9。② 疆域 簽11。③ 山川 簽1。④ 河渠 簽2。⑤ 風俗・物産。⑥ 城池 簽2。⑦ 公署 簽3。⑧ 學校 簽4。⑨ 賦役 簽1。⑩ 軍政 簽1。⑪ 鹽法 ⑫ 祠祀 簽4。⑬ 秩官表上・下 簽4。⑭ 選舉表上・下 簽4。⑮ 事畧 簽10。⑯ 寺觀 簽2。⑰ 古蹟 簽4。⑱ 塚墓 簽2。⑲ 名宦 簽4。⑳ 人物儒林 簽10。㉑ 再簽4。㉒ 人物忠節 簽4。㉓ 再簽4。㉔ 孝友 簽6。㉕ 再簽3。㉖ 人物仕績 簽23。㉗ 再簽16。㉘ 人物文苑 簽23。㉙ 再簽16。㉚ 人物篤行 簽10。㉛ 再簽4。㉜ 人物隱逸 簽2。㉝ 藝術 簽3。㉞ 再簽1。㉟ 人物列女上・下 簽9。㊱ 再簽1。㊲ 再簽16。㊳ 釋道 簽1。㊴ 再簽1。㊵ 藝文一 四 簽31。㊶ 再簽16。㊷ 金石 ㊸ 雜志 簽8。㊹ 舊序

(57) 『泰州新志刊謬』巻下、「高炎傳」。

(58) 『泰州新志刊謬』巻下、「高垂藻傳」。同書、「高榮祚傳」。道光『泰州志』巻二五、人物篤行、二七表、高垂藻。同書、巻二三、人物仕績、三三表・裏、高榮祚。

(59) 道光『泰州志』巻二三、人物仕績、二九表、三〇表、高簪纓。

(60) 『泰州新志刊謬』巻下、「人物志引採訪録・續志稿」。

(61) 『泰州新志刊謬』巻下、「宮允建・景隆合傳並刪舊府州志事實」。

(62) 『泰州新志刊謬』巻首、第一公呈。